

外キ協からの  
協力お願い

# 難民・移民

## なかまのいのちの緊急基金

私たち、外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会（外キ協）は、2023年6月9日に国会で可決・成立された入管難民法の改悪案に抗議し、難民・移民と共に生きる教会共同声明を発表しました。現在までに、126の教会・団体からの賛同と連帯メッセージが届けられています。

改悪法の施行は1年以内と言われていますが、すでに不安定な経済状況や十分な医療や教育が受けられない難民申請者や在留資格を失った未登録の外国人などからは、さらに深刻な生活困窮やSOSの叫びが多く届いています。私たちはこの緊急事態に直面して、一人ひとりのいのちと生活を支えるための具体的な取り組みを始めていくことにしました。

「行って、あなたも同じようにしなさい。」（ルカによる福音書10:37）と語るイエスの言葉に応答して、私たちの隣なる人たちのいのちと生活を守る緊急基金に、ぜひご参加ご協力ください。

みなさまの思いと献金を、ひとりでも多くの共に生きる仲間たちに届けたいと思います。

◆私たちのまわりには、医療・居住・労働・教育などの諸権利が保障されず、過酷な生活を余儀なくされている人たちがいます。



民主化運動に参加し命の危険があるために、夫婦ともに来日。難民申請中ですが仮放免なので、就労が許可されておらず働くことができません。第二子の出産費用の支払いも滞ったままですが、ミルクやおむつ代がかさんでいます。せめて子どもたちにはしっかりご飯を食べさせたいです。（40代夫婦と小学生、乳児）



親子3人とも仮放免中で、食糧はフードバンクや友人に支えられて生活しています。子どもは日本生まれ日本育ちですが、いまだに在留資格が認められず、周囲の支援で大学で学ぶことはできても、将来働くことができないのが不安です。（60代夫婦と大学生）



技能実習生として来日しました。職場で暴力やいじめを受けて、監理団体に相談したら帰国を迫られ、やむを得ず離職しました。現在は、「特定活動」3ヶ月の在留資格は得られたものの、就労ができないため、友人のアパートに身を寄せています。（20代男性）

目標金額 1,000万円  
<2023年8月から2024年7月まで>



- 支援対象者：仮放免中のひと、難民申請中のひと、在留資格のないひと
- 支援内容：一人3万円ずつ支援  
(生活費・医療費・子どもの就学費用・弁護士費用など)

献金は  
こちらへ

送金の際に、「基金運営」チームの  
メールアドレス (nanminkikin@gmail.com) に、  
①「難民基金」、②お名前、③ご住所、  
④お名前の公表の可否を記入して送ってください。

くゆうちょ銀行

ゆうちょ振替：00190-4-119379  
口座名：外キ協

くゆうちょ口座以外からの振込

ゆうちょ銀行 ○一九店(ゼロイチキュウ店)  
口座番号：0119379  
口座種別：当座  
口座名：ガイキキョウ

【主催・問い合わせ】 外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会(外キ協)

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田2-3-18 日本キリスト教会館52号室 電話(03)3203-7575 FAX(03)3202-4977

<基金専用窓口> E-mail : nanminkikin@gmail.com 「基金運営」チーム



# 入管難民法の改悪に抗議し、 難民・移民と共に生きる教会共同声明 ＜要約＞



## ◆“改正”ではなく「改悪」

今年6月9日、入管難民法の改悪案が国会で可決・成立した。私たちは、外国人に対する惡意に満ちた改悪法成立に抗議する。なぜなら、日本の難民認定制度は「保護すべき人」を保護せず、世界人権宣言および難民条約に基づいて難民認定制度を抜本的に改正すべきなのに、政府はそれをせずに、難民申請者や、在留資格を失った非正規滞在者を、さらに窮地に追い込むからである。

## ◆「難民鎖国」日本

改悪法では、認定率1%以下という現在の難民認定制度を改善する条文が欠如している。たとえば2020年の各国の難民認定数と認定率をみると、ドイツ63,456人(41.7%)、カナダ19,596人(55.2%)、英国9,108人(47.6%)となるのに、日本はわずか47人(0.5%)である。これは、認定制度が法務省と入管局によって恣意的に運用されてきたからである。しかし、こうした難民認定制度のもとで不認定とされた99%の外国人にとって、これはあまりにも不条理な「日本の現実」ではないのか。

## ◆国際的原則からの逸脱

日本が1981年に加盟した難民条約では、庇護希望者を「その生命または自由が脅威にさらされるおそれのある領域の国境へ追放し、または送還してはならない」と定めている。ところが改悪法は、本国に送還されれば迫害を受ける難民申請者に対して、3回目以降の難民申請を認めず強制送還できるようにする。これに対して、国連人権理事会のもとに選任された「移住者の人権に関する特別報告者」ら3人は連名で、日本政府に共同書簡を提出した。そこでは、送還禁止原則は「国際的な人権法、難民法、人道法、および慣習法の下で不可欠かつ逸脱不可能な保護である」「拷問および不当な扱いを禁止する固有の要素として絶対的であり、いかなる例外や逸脱の対象にもならない」と厳しく批判した。

## ◆惡意に満ちた立法

難民不認定とされた外国人や、日本で結婚し子どもが生まれ日本に生活基盤がある超過滞在者は、退去強制命令が出て「帰れと言わっても帰れない」のである。法務省はこのような人びとを“送還忌避者”と呼び、その数は4,000人という。改悪法は、そのような人びとに対して、無期限の収容を強いるだけでなく、さらに刑事罰を科すことによって、帰国を強制する。しかしこれは、「超過滞在」という行政法上の違反を「刑法違反者」に仕立て上げ、いわば「犯罪者」を量産する惡意に満ちた立法である。

この“送還忌避者”4,000人の中には、日本で生まれ日本の学校に通う「仮放免中」の子どもたち約200人も含まれる。子どもたちは、生まれた時から在留資格がなく、住民登録も健康保険もない。支援者たちの尽力によって小学校、中学校、高校、大学へと進学できても、就職の道がまったく閉ざされている。この子どもたちの未来を奪っているのが現在の入管難民法であり、改悪法は子どもたちの生存権を奪うものである。

## ◆司法審査なしの入管収容

日本がすでに加盟している自由権規約では、「すべての者は、身体の自由および安全についての権利を有する」「逮捕または抑留によって自由を奪われた者は、裁判所がその抑留が合法的であるかどうかを遅滞なく決定すること、及びその抑留が合法的でない場合にはその釈放を命ずることができるよう、裁判所において手続をとる権利を有する」と定めている。しかし改悪法は、送還を拒否する／送還を拒否せざるをえない難民申請者や超過滞在者に対して、全件収容主義を維持し、収容するかどうかの「司法チェック」をしない。収容、仮放免、新設の監理措置の判断は、入管局役人の自由裁量に任せる。つまり、2021年3月、ウイシュマさんを死に追いやった入管収容制度は何一つ改善されない。

## ◆75年前の「世界人権宣言」の意義

今年12月、国連総会で「世界人権宣言」が採択されてから75年を迎える。第二次世界大戦への痛切な反省から1948年に国連が発した人権宣言の意義は、それまで人権問題が各国の国内問題とされ内政不干渉とされてきたことに対して、人権の普遍性を確認し、その国際的保障、国際的実行の確保を図らなければならない、とする転換がなされたことにある。この世界人権宣言の第14条には、「すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する」と明記されている。

1. 私たちは政府に対して、「改悪」入管難民法の実施に断固として反対していく。
2. 私たちは国会に対して、国際人権諸条約に基づく難民保護法の制定と、包括的な外国人／難民・移民マイノリティ人権基本法の制定を求めていく。
3. すでに移民社会となった日本の諸教会では、いま多くの外国籍の教職者・信徒を迎えており、私たちは教会において、とりわけ難民申請者や無登録外国人、その一人一人の命と生活を支える市民社会の働きに連帯し、具体的な取り組みを始めていくことを表明する。